⑵ Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶ Nature and quantity of the services to be required : Vulnerability examination and penetration test for Pension Operation systems (Individual Number management subsystems for information sharing), 1 set
⑷ Performance period : 28 December, 2026
⑸ Performance place : To be designated by Japan Pension Service
⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who :
① shall have legal capacity to conclude contracts, and are not being bankrupt. This includes minors or those who are subject to guardianship, if their guardian grants them permission to do so.
② shall not be suspended/debarred by Japan Pension Service, from participating in tenders. This includes suppliers who employ such persons as their agents or representatives.
③ shall have Grade A, Grade B or Grade C on "Offer of services" in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Government-wide qualification) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.
④ shall meet qualification as indicated in the tendering instructions.
⑺ Time-limit for tender : 18 : 00, 23 March, 2026
⑻ Contact point for the notice : Nami Asakawa, Contracting Group, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 3―5―24, Takaido-nishi, Suginami-ku, Tokyo 168―8505 Japan TEL : 03―5344―1100

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

令和８年１月14日

支出負担行為担当官
東北地方整備局長　西村　　拓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要
⑴ 品目分類番号　41
⑵ 工事名　成瀬ダム取水設備据付工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）
⑶ 工事場所　秋田県雄勝郡東成瀬村椿川地内
⑷ 工事内容　取水設備据付　取水設備据付１門　底部取水設備据付１門　制水設備据付１門　操作制御設備据付１式　鋼製付属設備据付１式
⑸ 工期　実工期：令和８年６月15日～令和10年３月31日（余裕期間：契約締結日の翌日から令和８年６月14日まで）
⑹ 使用する主要な資機材　鋼材1,480ｔ
⑺ 工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。
① 本工事は、技術提案の指定項目において、「品質保持又は耐久性確保等に関する技術提案」項目に加えて、「ＩＣＴ活用等による生産性向上に資する技術提案」を求める指定項目とする試行対象工事である。
② 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
③ 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。
④ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑤ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑥ 本工事は、構造の細部等の設計を工事で実施する詳細設計付工事発注方式の試行工事である。
⑦ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
⑧ 本工事は、余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。
実工期：令和８年６月15日から令和10年３月31日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和８年６月14日まで）
なお、低入札価格調査等により、工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
⑨ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
⑩ 本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。
⑪ 本工事は、週休２日を推進するため、土日の現場閉所を原則とする完全週休２日（土日）（Ⅱ型）を実施する試行工事である。
⑫ 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。
⑬ 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
⑭ 本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける専任特例２号の配置は認めない。
⑮ 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⑯ 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
⑻ 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
⑼ 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。
⑽ 本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札とする。
⑾ 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

２　競争参加資格
⑴ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵ 東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における機械設備工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷ 平成22年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たすダム用水門設備工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れかが、下記①の実績を有すること。
① 次に掲げるいずれかの施工実績を有すること。
㋐ 多段式取水ゲートにおける据付工事の施工実績
ただし、多孔式、多管式、複式、サイフォン式取水ゲートの施工実績は除く。